\circ	0	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	0	0	\circ	\circ	\circ	0	0	\bigcirc	0	0	0	0	\bigcirc	0	0	0	0	0	\circ
農林水産省組織令(平成十二年政令第二百五十三号)(抄)・・・・・・・	厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)(抄)・・・・・・・・	文部科学省組織令(平成十二年政令第二百五十一号)(抄)・・・・・・・・	財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号)(抄)・・・・・・・・・・・	外務省組織令(平成十二年政令第二百四十九号)(抄)・・・・・・・・・・	法務省組織令(平成十二年政令第二百四十八号)(抄)・・・・・・・・・・	総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)(抄)・・・・・・・・・・	内閣府本府組織令(平成十二年政令第二百四十五号)(抄)・・・・・・・・	○ 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	公害等調整委員会事務局組織令(昭和四十七年政令第二百三十六号)(抄)・	○ 宮内庁組織令(昭和二十七年政令第三百七十七号)(抄)・・・・・・・・	○ 公正取引委員会事務総局組織令(昭和二十七年政令第三百七十三号)(抄)・	○ 国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百八号)(抄)・・	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)(抄)・・・・・・・・・・・	○ 特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)(抄)・・・・・・・・・・・・	○ 国税不服審判所組織令(昭和四十五年政令第五十号)(抄)・・・・・・・	警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・	宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)(抄)・・・・・・・・・・・・・	○ 内閣法制局設置法施行令(昭和二十七年政令第二百九十号)(抄)・・・・・	内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)(抄)・・・・・・・・・・・	○ 内閣法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十二号)(抄)・・・・・・	○ 内閣官房組織令(昭和三十二年政令第二百十九号)(抄)・・・・・・・・	国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)(抄)・・・・・・・・・) 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)(抄)※平成十九年法律第百
•	•	•	•				•	•	•	•	•	•	•	•	•		•						八
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	号 に
•	•	•	•	•	•	•				•	•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	よる
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	改
	•	•	•	•	•	•				•	•	•				•	•	•	•	•	•	•	正 し
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	たも
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	<i>の</i> 。
	•	•	•																				
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•
• 13	• 12	• 11	• 10	• 10	9	8	8	7	7	6	6	• 5	• 5	4	4	4	3	3	2	2	2	• 1	• 1

0	0	0	0
人事記録の記載事項等に関する政令(昭和四十一年政令第十一号)(抄)	環境省組織令(平成十二年政令第二百五十六号)(抄)・・・・・・・	国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)(抄)・・・・・・	経済産業省組織令(平成十二年政令第二百五十四号)(抄)・・・・・・
第十	•	179	19
	•		
号	•	•	•
$\overline{}$	•	•	•
抄	•	•	•
ť	•	•	•
•	•	•	•
•			•
•			
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•			
•			
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•		•	•
	•		•
•	•	•	•
•	•	•	•
18	• 17	• 16	• 15
18	1 (10	1 9

 \bigcirc 玉 家 公 務 員 法 (昭 和 +年 法 律 第 百二 + 号) 抄 * 平 成 十 九 年 法 律 第 百 八 号 に ょ る 改 正 を 反 映 L た ŧ *O*)

(定義)

第 三 + 兀 条 ک \mathcal{O} 法 律 に お 1 て、 次 \mathcal{O} 各 号 に 掲 げ る 用 語 \mathcal{O} 意 義 は 当 該 各 号 に 定 \otimes る とこ ろ に ょ る。

~四 (略)

五. 標 準 職 務 遂 行 能 力 職 制 上 \mathcal{O} 段 階 0 標 準 的 な 官 職 \mathcal{O} 職 務 を 遂 行 す る 上 で 発 揮 す る لح が 求 8 5 れ る 能 力 と L て 内 閣 総

理大臣が定めるものをいう。

前 項 第 五. 号 0) 標 準 的 な 官 職 は 係 員 係 長 課 長 補 佐 課 長 そ 0) 他 \mathcal{O} 官 職 と し、 職 制 上 0) 段 階 及 び 職 務 \mathcal{O} 種 類 に 応 じ

政令で定める。

2

 \bigcirc 玉 家 行 政 組 織 法 昭 和 十三 年 法 律 第 百 + 号) 抄

行 政 機 関 \mathcal{O} 設 置 廃 止 任 務 及 び 所 掌 事 務

第 三 条 玉 \mathcal{O} 行 政 機 関 \mathcal{O} 組 織 は ے \mathcal{O} 法 律 でこ れ を 定 \otimes る Ł \mathcal{O} と す る。

行 政 組 織 \mathcal{O} た 8 置 か れ る 玉 0 行 政 機 関 は 省 委 員 숲 及 び 庁 と し、 そ 0 設 置 及 び 廃 止 は 別 に 法 律 0 定 \emptyset るとこ ろ に

る。

2

3 省 は 内 閣 0) 統 轄 0 下 に 行 政 事 務 を 0 カゴ さ ど る 機 関 لح L て 置 カコ れ る ŧ 0 لح L 委 員 会 及 び 庁 は 省 に そ 0 外 局 لح

置かれるものとする。

4 第 項 \mathcal{O} 玉 \mathcal{O} 行 政 機 関 と L 7 置 か れ る ŧ \mathcal{O} は 別 表 第 に ک れ を 掲 げ る

(施設等機関)

第 八 条 0) 第 三 条 \mathcal{O} 玉 0 行 政 機 関 に は 法 律 \mathcal{O} 定 \Diamond る 所 掌 事 務 \mathcal{O} 範 井 内 で、 法 律 又 は 政 令 \mathcal{O} 定 \Diamond る ところ に ょ ŋ 試 験 研

究 機 関 検 査 検 定 機 関 文 教 研 修 施 設 \widehat{z} れ 5 に 類 す る 機 関 及 び 施 設 を 含 む 医 療 更 生 施 設 繑 正 収 容 施 設 及 び 作 業 施

設を置くことができる。

(地方支分部局)

第 九 条 第 三 条 0) 玉 0) 行 政 機 関 に は そ 0) 所 掌 事 務 を 分 掌 ; 3 せ る 必 要 が あ る 場 合 に お 1 て は 法 律 0) 定 8 る ح ろ に

ょ

り、

ょ

地方支分部局を置くことができる。

(事務次官及び庁の次長等)

第十八条 各省には、事務次官一人を置く。

2 ~ 4 (略

(内部部局の職)

第二十一 条 委 員 会 0) 事 務 局 並 び に 局、 部、 課 及 び 課 に 準ず る室に、 そ れ ぞ れ 事 務 局 長 並 び に 局 長、 部 長、 課 長 及

び室長を

置く。

2~5 (略)

 \bigcirc 内 閣 官 房 組 織 令 昭 和三十二 年 政 令 第二 百 +九 号)(抄)

(内閣衛星情報センター)

第 兀 条 か 二 内 閣 情 報 調 査 室 に、 内 閣 衛 星 情 報 セ ン タ] を置く。

2 (略)

3 内 閣 衛 星 情 報 セ ン タ に、 所 長一 人 を置 < .

4 (略)

 \bigcirc 内 閣 法 制 局 設 置 法 昭 和 二 十 七 年 法 律 第二百五十二号) (抄)

(職員)

第五条 (略)

2 ~ 4 (略

5 部の長は部長とし、参事官をもつて充てる。

 \bigcirc 内 閣 府 設 置 法 平 成 + 年 法 律 第 八 +九 号)(抄)

所 掌事 務)

第 兀 条 略

2 略

3 前 項 に 定 \emptyset る ŧ 0 0) ほ カゝ 内 閣 府 は、 前 条 第 項 0) 任 務 を 達 成 す る た め、 次 に 掲 げ る 事 務 を 0 カ さどる。

(内 部 部 局 等)

第 十七 条 本 府 に は そ \mathcal{O} 所 掌 事 務 を 遂 行 す る た め 官 房 及 び 局 並 び に れ 6 0) 所 掌 に 属 L な 1 事 務 0) 能 率 的 な 遂 行 0) た め

これ を 所 掌 す る 職 で 局 長 に 準 ず る Ł \mathcal{O} を 置 <

3 4 略 2

前

項

0)

官

房

又

は

局

に

は、

特

に

必

要

が

あ

る

場

合

に

お

1

て

は

部

を

置

くこと

が

で

· きる。

5 第 項 0) 局、 第 項 0) 部 並 び に 前 項 \mathcal{O} 課 及 び ۲ れ に 準 ず る 室 に、 そ れ ぞ れ 局 長、 部 長、 課 長 及 び 室 長 を

置

第 三十 文 教 研 九 修 条 施 設 本 府 () に は、 れ 5 第 に 兀 類 条 す 第三 る 機 項 関 に 及 規 び 定 施 す 設 る を含 所 む。) 掌 事 務 及 \mathcal{O} び 範 作業 井 内 施 で、 設 を置くことが 法 律 又 は 政 令 できる。 \mathcal{O} 定 め るところ に ょ り、 試 験 研 究 機 関

施 設 等 機 関

第 五. 文 教 +研 五. 修 条 施 設 委 員 \widehat{z} 会 れ 及 5 び に 庁 類 に す は る 機 法 関 律 及 \mathcal{O} び 定 施 8 設 る を 所 含 掌 む。) 事 務 0 及 範 び 用 作 内で、 業 施 設 法 を置くことができる。 律 又 は 政 令 \mathcal{O} 定 \emptyset るところ に ょ り、 試 験 研 究 機 関、

 \bigcirc 内 閣 法 制 局 設 置 法 施 行 令 昭昭 和 +七 年 政 令 第二 百 九 + 号) (抄)

長 官 総 務 室 \mathcal{O} 内 部 組 織

第 六 条 長 官 総 務 室 に 総 務 主 幹 人 を 置 き、 内 閣 法 制 局 事 務 官 を もつ て 充てる。

 \bigcirc 宮 内 庁 法 昭 和 + = 年 法 律 第 七 + 号)(抄

第十六条 (略)

2 宮 内 庁 に は、 その 所 掌 · 事 務 0) 範 囲 内 で、 政 令 の定めるところに より、 文 教研修 施設 (これに類する施 設を含む。) 及 び 作

業施設を置くことができる。

○ 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)(抄)

(官房長、局長及び部長)

第二十 条 長 官 官 房に 官 房長 を、 各 局 に 局 長 を 置く。

3 各部に、

部

長

を置

<_ <_ • 2

略)

4

略)

(課の設置等)

第二十六条 (略)

警察庁の課に、課長(室にあつては、室長)を置く。

3 (略)

2

 \bigcirc 玉 税 不 服 審 判 所 組 織 令 昭 和 兀 +五. 年 政 令 第 五. 十号)(抄)

(次長)

第 条 玉 税 不 服 審 判 所 に、 次 長 人を 置 き、 玉 税 審 判 官 をもつてこれに充てる。

2 (略)

○ 特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)(抄)

(審査官による審査)

第 兀 +七 条 特 許 庁 長 官 は、 審 査 官 に 特 許 出 願 を 審 査 さ せ な け れ ば な 6

な

ر را ه

2

略)

審 判 \mathcal{O} 合 議 制

第 百 \equiv +六 条 審 判 は 三 人 又 は 五. 人 0) 審 判 官 \mathcal{O} 合 議 体 が 行

う。 。

2 3 略

 \bigcirc 航 空 法 昭 和 二 十 七 年 法 律 第二百 三 +号)(抄

航 空 運 送 事 業 \mathcal{O} 用 に 供 す る 航 空 機 に 乗 ŋ 組 む 機 長 \mathcal{O} 要 件

七十二条 略

5 2 第 5 4 第 項 \mathcal{O} 略 規 定 は 玉 土 交 通 大 臣 0) 指 定 す る 範 囲 内 の 機 長で、 第 百 条 第 項 \mathcal{O} 本 邦 航 空 運 送 事 業 者 で

項 に

0)

知 ŋ

識 指

及

び し

能

力

を

有

す

ることに

0

11

て 航

当

該 運

指

定

本

邦

航

空

運

送

事

業

者

に

ょ

る

認定を受け

たとき

は、

適

用

L

な

請

ょ

定

た

Ł

 \mathcal{O}

以

下

指

定

本

邦

空

送

事

業

者」とい

う <u>。</u>

 \mathcal{O}

当

該

事

業

 \mathcal{O}

用

に

供

す

る

航

空

機

に

乗

む

Ł 通

第 申

玉 ŋ

土 組

交

大 \mathcal{O}

臣 が

が

9

者 \mathcal{O} 指 申 定 請 本 に 邦 ょ 航 ŋ 空 指 運 名 送 L 事 た 業 玉 者 土 は 交 通 第 省 Ŧī. 令 項 で 0) 定 認 \emptyset 定 る 及 要 び 件 第 を 六 備 項 え 0 る 審 者 査 に を 実 行 施 うとき さ せ な は け れ 玉 ば 土 な 交 5 通 な 大 7 臣 が 当 該 指 定 本 邦 航 空 運 送 事 業

1011 略

 \bigcirc 玉 家 公 務 員 法 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 法 律 平 成 +九 年 法 律 第 百 八号)(抄)

附 則

施 行 期 日

第 る 規 条 定 $\sum_{}$ は \mathcal{O} 当 法 該 律 各 は 뭉 に 平 成 定 \otimes + る 日 年 カュ 十二月三十 5 施 行 す る。 日 ま で 0 間 に お 1 て 政 令 で 定 め る 日 カゝ 5 施 行 ける。 た だ 次 0) 各 号 に 撂 げ

略

三 成 兀 及 + 定 + 条 び 条 第二 第 公 第 か 6 Ξ 条、 布 年 項 + \mathcal{O} 法 第 日 律 中 六 第 + 第 か 条 兀 附 二条 5 八 条 国 則 起 + 及 第 算 九 لح ま び 七 号 民 L で 第 項 て 二 間 五. 第 条 目 企 を「 年 業 次 \mathcal{O} + と を \mathcal{O} 規 附 超 兀 改 0) 定 則 え 正 条 並 間 第 な 規 び 0 六 11 定 人 第 に 項 範 及 事 次 条 、 井 び 交 +に 内 同 改 流 Ŧī. に 法 \otimes に 条 附 お 第 関 則 る 11 六 す 改 第 第 て + る 八 正 政 条、 法 +七 規 令 条 定 律 七 で を 条 第 に 定 削 限 亚 か + \Diamond る。) ŋ 成 6 る +第 条 日 同 \mathcal{O} 年 +法 附 規 第 則 法 九 定 六 律 条 第 並 第二 + ま 八 び で、 八 条 に 条 百 \mathcal{O} 附 第三 を 準 則 同 +用 第 +法 に 兀 兀 第 \equiv 号 係 +六 条 る · 条 + 第 か 部 中 七 十 5 分 内 条 六 第 に 閣 لح 条 限 Ξ 府 す 及 +る。)、 設 る び 五. 置 条ま 第二 改 法 正 平 +規 で

玉 家 公 務 員 \mathcal{O} 職 階 制 に 関 す る 法 律 \mathcal{O} 廃 止

第 条 玉 家 公 務 員 0 職 階 制 に 関 す る 法 律 昭 和 + Ŧī. 年 法 律 第 百 八 + 号) は 廃 止 す る

 \bigcirc 公 正 取 引 委 員 숲 事 務 総 局 組 織 令 昭 和 + 七 年 政 令 第 三 百 七 + \equiv 号)(抄

(官房の所掌事務)

第 条 官 房 は、 次 に 掲 げ る 事 務 を 0 カュ さ سلح る

一~十二 (略)

十三 に 教 養 委 員 及 長、 び 訓 練 委 に 員 関 及 す び 事 る こと 務 総 局 \mathcal{O} 職 員 以 下 職 員 لح 総 称 す る。) \mathcal{O} 職 階 任 免 給 与、 懲 戒 服 務 そ \mathcal{O} 他 0 人 事 並 び

十四~二十六 (略)

(人事課の所掌事務)

九 条 人 事 課 は 次 に 掲 げ る 事 務 を 0 カュ さど

(略)

第

職 員 0) 職 階 任 免 給 与 懲 戒 服 務 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 人 事 並 び 教 養 及 び 訓 練 に 関 す ること。

三~六 (略)

 \bigcirc 宮 内 庁 組 織 令 昭 和 +七 年 政 令 第 百 七 + 七

(長官官房の事務)

第 七 条 長 官 官 房 に お 1 て は 宮 内 庁 0 所 掌 事 務 に 関 し、 次 0 事 務 を 0 か さどる。

(略)

職 員 \mathcal{O} 職 階、 任 免、 分 限 懲 戒、 服 務 そ 0) 他 \mathcal{O} 人 事 並 び に 教 養 及 び 訓 練 に 関 すること。

三~十三 (略)

(秘書課)

第 + 一条 秘 書課 に お V て は 次 \mathcal{O} 事 務 を つ か さどる。

~八 (略)

九 職 員 0) 職 階 任 免、 給 与 分 限、 懲 戒 服 務 そ 0) 他 0) 人 事 並 び に 教 養 及び 訓 練 に 関 すること。

十~十四 (略)

 \bigcirc 公 害 等 調 整 委 員 숲 事 務 局 組 織 令 昭 和 兀 + 七 年 政 令第二 百三十六号)(抄

(総務課の所掌事務)

第三 条 総 務 課 は 次 に 掲 げ る 事 務 を 0 カュ さどる

~八 (略)

九 職 員 0 職 階、 任 免、 給 与、 懲 戒、 服 務 そ 0) 他 \mathcal{O} 人 事 並 び に 教 養 及 び 訓 練 に 関すること。

十~二十三 (略)

 \bigcirc 金 融 庁 組 織 令 平 成 + 年 政 令 第三 百 九 十二号)(抄)

(総務企画局の所掌事務)

第二条 総 務 企 画 局 は 次 に 掲 げ る 事 務 を 0 か さどる。

一 (略)

金 融 庁 0) 職 員 0) 職 階 任 免、 給 与、 懲 戒 服 務 そ 0) 他 0) 人 事 並 び に 教 養 及 び 訓 練 に 関 すること。

 $\frac{\Xi}{\varsigma}$ 兀 + 五. 略)

2 略

八条 (総 務 総 課 務 \mathcal{O} 所掌 課 は 事 次に 務) 掲

(略)

金融

庁

 \mathcal{O}

職

員

0)

職

階、

任

免、

給

与、

懲

戒、

服

務

そ

0)

他

0)

人

事

並

び

に

教

養

及

び

訓

練

に

関すること。

第 げ る事 務 を 0 かさどる。

三 <u>〜</u> 二 + $\dot{\Xi}$ 略)

 \bigcirc 内 閣 府 本 府 組 織 令 (平成十二 年 政令 第二 百 四十五号)(抄

(大臣 官 房 \mathcal{O} 所 掌事 務)

第二 条 大 臣 官 房 は 次 に 掲 げ る 事 務 を 0 カュ さどる。

内 閣 府 \mathcal{O} 職 員

5

六

略)

七 0) 職 階 任 免、 給 与、 懲 戒 服 務 そ 0 他 \mathcal{O} 人 事 並 び に 教 養 及び 訓 練 に 関 すること。

八~ 匝 + = 略

(人事 課 \mathcal{O} 所掌 事 務)

第十三条 人 事 課 は、 次に掲 げ る 事 務 を 0 か さどる。

内 閣 府 \mathcal{O} 職 員 0) 職 階 任 免、 給 与 懲 戒、 服務 そ 0 他 0 人事 並 び に 教 養 及び 訓 練 に 関 すること。

七 略

 \bigcirc 総 務 省 組 織 令 平 成 + = 年 政 令 第二 百 兀 +六号)(抄)

第三条 大 臣 官 房 は、 次 に 掲 げ る 事 務 を 0 か さどる。

略

総 務 省 0) 職 員 0) 職 階、 任 免、 給 与、 懲 戒、 服 務 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 人 事 並 び に 教 養 及 び 訓 練 に 関 すること。

三~二十 略)

0 所 掌 事務)

第二十一条 秘 書 課 は、 次 に 掲 げ る 事 務 を

(略)

総 務 省 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 職 階 任 免、 給 与、 懲 戒 服 務 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 人事 並 び に 教 養 及 び 訓 練

に

関

すること。

0

カゝ

さどる。

三~七 略)

総 務 課 \mathcal{O} 所掌 事 務)

第百四 +六 条 総 務 課 は、 次 に 掲 げ る 事 務 を 0 カゝ さど る。

略

消 防 庁 0) 職 員 0) 職 階、 任 免、 給 与、 懲 戒、 服 務 そ \mathcal{O} 他 0) 人 事 並 び に 教 養 及 び 訓 練 に 関すること。

三 〜 二 十 五. 略)

 \bigcirc 法 務 省 組 織 令 平 成 + 年 政 令 第二 百 兀 + 八号)(抄)

(大臣 官 房 \mathcal{O} 所 掌事 務

三 条 大 臣 官 房 は 次 に 掲 げ る 事 務 を 0 カュ さ どる。

5 +略) 第

<u>+</u> 法 務 省 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 職 階 任 免、 給 与、 懲 戒、 服 務 そ \mathcal{O} 他 0 人 事 並 び に 教 養及 び 訓 練 に 関 すること。

十二~四 十三 略

2 略

(人事 課 \mathcal{O} 所 掌 事 務

第 十 五 条 人 事 課 は 次 に 掲 げ る 事 務 を 0 カュ さどる。

略

法 務 省 0) 職 員 0) 職 階 任 免、 給 与、 懲 戒、 服 務 そ 0 他 \mathcal{O} 人 事 厚 生 管 理 官 \mathcal{O} 所 掌 に 属 す る ŧ 0) を 除 く 。) 並 び

に 教 養 及

び 訓 練 に 関 すること。

 \equiv 六 略

総 務 部 \mathcal{O} 所 掌 事 務)

第 七十 · 八 条 総 務 部 は 次 に 掲 げ る 事 務 を 0 かさどる。

略)

+

公 安 調 查 庁 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 職 階、 任 免、 給 与、 懲 戒、 服 務 そ 0) 他 0 人 事 並 び に 教 養 及 び 訓 練 に 関すること。

二 十 三 略)

 \bigcirc 外 務 省 組 織 令 平 成 + 年 政 令 第二 百 兀 + 九号)(抄)

(大臣 官 房 \mathcal{O} 所 掌事 務

第 三 条 大 臣 官 房 は 次 に 掲 げ る 事 務 を 0 カュ さどる。

〈八

略)

九 外務 省 \mathcal{O} 職 員 0) 職 階、 任 免 給 与 戒 服 務 そ 0 他 \mathcal{O} 事 並 び に 教 養 及 び 訓 練 に 関 すること。

十 三 十 五. 略

2 (略)

(人事課 0 所 掌 事 務

第二十条 人 事 課 は 次に 揭 げ る 事 務 を 0 か さどる。

外務 省 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 職 階、 任 免、 給 与、 懲 戒、 服 務 そ 0) 他 \mathcal{O} 人事 並 び に 教 養 及 び 訓 練 に 関 すること。

<u>-</u> 略

 \bigcirc 財 務 省 組 織 令 平 成 + 年 政 令 第二

百

五.

十号)(抄)

(大臣 官 房 \mathcal{O} 所 掌 事 務

第三条 大 臣 官 房 は 次 に 掲 げ る 事 務 を 9 か さどる。

略)

 \equiv 財 務 省 \mathcal{O} 職 員 0 職 階、 任 免、 給 与、 懲 戒、 服 務 そ 0 他 0 人 事 並 び に 教 養 及 び 訓 練 に 関 すること。

几 5 兀 + 五. 略

秘 書 課 \mathcal{O} 所 掌 事 務)

第 + 兀 条 秘 書 課 は 次 に 掲 げ る 事 務 を 0 か さどる。

略 職 任

第

兀

五.

略)

財

務

省

 \mathcal{O}

職

員

 \mathcal{O}

階

免、

給

与、

懲

戒

服

務

そ

 \mathcal{O}

他

 \mathcal{O}

事

並

び

に

教

養

及

び

訓

練

に

関

す

ること。

長

官

官

房

 \mathcal{O}

所

掌

事

務

八 + 九条 長 官 官 房 は、 次 に 掲 げ る 事 務 を 0 カコ さど

5 九 略)

+玉 税 庁 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 職 階、 任 免、 給 与、 懲 戒 服 務 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 事 並 び に 教 養 及 び 訓 練 に 関 すること。

5 + 略

 \bigcirc 文 部 科 学 省 組 織 令 平 成 十 二 年 政 令 第 百 五. 十 号

抄

(大臣 官 房 \mathcal{O} 所 掌 事 務

第三 条 大 臣 官 房 は 次 に 掲 げ る 事 務 を 0 か さ どる。

文 部 科 学 省 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 職 階 任 免、 給 与、 懲 戒 服 務 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 人 事 並 び に 教 養 及 び 訓 練 に 関 すること。

<u>-</u> 匹 + = 略

2

(人事 課 0 所 掌 事 務

第 +七 条 人 事 課 は 次 に 掲 げ る 事 務 を 0 カゝ さどる。

文 部 科 学 省 0) 職 員 0) 職 階 任 免、 給 与、 戒 服 務 そ \mathcal{O} 他 0) 人 事 並 び に 教 養 及 び 訓 練 に 関 すること。

二~六(略)

(長官官房の所掌事務)

第 九 + 五. 条 長官 官 房 は、 次 に 掲 げ る事 務 を 0 カュ さどる。

文 化 庁 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 職 階、 任 免、 給 与、 懲 戒 服 務 そ 0) 他 \mathcal{O} 人 事 並 び に 教 養 及 び 訓 練 に 関 すること。

二~二十三(略)

(政策課の所掌事務)

第百条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

文化庁 \mathcal{O} 職 員 0) 職 階 任 免、 給 与、 懲 戒、 服 務 そ 0) 他 0) 事 並 び に 教 養 及 び 訓 練 に 関 すること。

二~二十六 (略)

 \bigcirc 厚 生 労 働 省 組 織 令 (平 成 + = 年 政 令 第 百 五十二号)(抄

(大臣官房の所掌事務)

第三条 大 臣 官 房 は 次 に 掲 げ る 事 務 を 0 か さどる

一(略)

厚 生 労 働 省 0 職 員 \mathcal{O} 職 階 任 免、 給 与、 懲 戒、 服 務 そ \mathcal{O} 他 0) 人 事 並 び に 教 養 及 び 訓 練 に 関 すること。

三~二十一 (略)

(人事課の所掌事務)

第二十一条 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(略)

職 員 0) 職 階 任 免、 給 与 懲 戒、 服 務 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 人 事 並 び 教 養 及 び 訓 練 に 関すること。

三~五 (略)

(国立病院課の所掌事務)

第三十 九 条 \mathcal{O} 玉 立 病 院 課 は 次 に 掲 げ る 事 務 を 0 カゝ さどる。

玉 立 高 度 専 門 医 療 セ ン タ] 及 び 玉 <u>\(\frac{1}{2} \) \(\frac{1}{2} \)</u> ハ ン セ ン 病 療 養 所 0) 職 員 0) 職 階 任 免、 給 与、 懲 戒、 服 務 そ 0) 他 0) 人 事 並 び に 教

養 及 び 訓 練 に 関 す ること。

<u>-</u> 十 三 略

総 務 部 \mathcal{O} 所掌 事 務

第 百 五. +九 条 総 務 部 は、 次 に 掲 げ る 事 務 を 0 カュ さどる

社 (略) 険 職 任 給

総 務 課 \mathcal{O} 所掌 事 務 三~十六

略 庁

会

保

 \mathcal{O}

員

 \mathcal{O}

職

階

免、

与、

懲

戒、

服

務

そ

 \mathcal{O}

他

 \mathcal{O}

人

事

並

び

に

教

養

及

び

訓

練

に

関

すること。

第 百六 十八 条 総 務 課 は、 次 に 掲 げ る 事 務 を 0 カュ さどる。

略

委員 会 \mathcal{O} 事 務 局 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 職 階、 給 与 服 務 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 人 事 任 免 及 び 懲 戒 を除 く 。) 並 び に 教 養 及 び 訓 練 に 関 すること。

三 二 十 一 略)

 \bigcirc 農 林 水 産 省 組 織 令 平 成 十 二 年 政 令 第 百 Ŧī. 十三号)(抄

(大臣 官 房 \mathcal{O} 所 掌 事 務

第三 条 大 臣 官 房 は 次 に 掲 げ る 事 務 を 0 カゝ さどる

5 六 略)

七 林 水 産 省 0) 職 員 0) 職 階 任 免、 給 与、 懲 戒、 服 務 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 人 事 並 び に 教 養 及 び 訓 練 に 関 すること。

八 5 三十 略

2 4 略

秘 書 課 \mathcal{O} 所 掌 事 務

第 + 六 条 秘 書 課 は 次 に 掲 げ る 事 務 を 0 カゝ さどる。

略

三 職 員 \mathcal{O} 職 階、 任 免、 給 与、 懲 戒、 服 務 そ 0 他 0 人 事 並 び に 教 養 及 び 訓 練 に 関 す ること(災 害 補 償 に 関 す ることを除く。)。

几 5 六 略

林 政 部 \mathcal{O} 所 掌 事 務

第 九 + 七 条 林 政 部 は 次 に 掲 げ る 事 務 を 0 カゝ さど

る。

六 5 林 五. 野 略 \mathcal{O} 職 \mathcal{O} 職 階 任 免、 給 与、 懲 戒 服 務 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 関

そ

人

事

に

す

ること

災

害

補

償

に

関

す

ることを

林

政

課

 \mathcal{O}

所

掌

事

務

第

5

五.

略

七

<u>;</u> 十

略

庁

員

百 条 林 政 課 は 次 に 掲 げ る 事 務 を 0 カゝ さ

七 5 + 略

六 林 野 庁 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 職 階、 任 免、 給 与、 懲 戒 服 務 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 事 に 関 す るこ لح 災 害 補 償

漁 政 部 \mathcal{O} 所 掌 事 務

百二十三 条 漁 政 部 は 次 に 掲 げ る 事 務 を 0 カコ さど

5 五. 略 第

六 水 産 庁 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 職 階 任 免 給 与 懲 戒 服 務 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 事 並 び に 教 養 及 び 訓 練 に 関 す ること。

七 <u>〜</u> <u>-</u> + 七 略

漁 政 課 \mathcal{O} 所 掌 事 務

百 三 +条 漁 政 課 は 次 に 掲 げ る 事 務 を 0 か さど

5 五. 略 第

水 産 庁 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 職 階 任 免 給 与、 懲 戒 服 務 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 人 事 並 び に 教 養 及 び 訓 練 に 関 すること。

七 5 +六 略

に

関

することを除く。

 \bigcirc 経 済 産 業 省 組 織 令 平 成 + 年 政 令 第 百 五. + 兀 号

抄

(大臣: 官 房 \bigcirc 所 掌 事 務

第三条 大臣 官 房 は 次 に 掲 げ る 事 務 を 0 か さ ど る。

経 済 産 業 省 0) 職 員 \mathcal{O} 職 階 任 免、 給 与、 懲 戒、 服 務 そ 0) 他 \mathcal{O} 人 事 並 び に 教 養 及 び 訓

練

に 関

すること。

秘 書 課 \mathcal{O} 所掌 事 務

三 二 十

略

第 + 五. 条 秘 書 課 は 次 に 掲 げ る 事 務 を

職 略) 員 0) 職 階 任 免、 給 与 戒、 服 務 0) 他 \mathcal{O} 事 並 び 教

0

カュ

さどる

懲

そ

人

に

養

及

び

訓

練

に

関

す

 $\frac{\Xi}{\varsigma}$ 五. 略)

第 百六 長 条 官 官 長 房 官 \mathcal{O} 官 所 掌 房 は 事 務 次 に 掲 げ る 事 務

を

0

か

さどる

略

三 ~ 二 十 略

資

源

工

ネ

ル

ギ

]

庁

 \mathcal{O}

職

員

 \mathcal{O}

職

階、

任

免、

給

与、

懲

戒

服

務

そ

0

他

0)

人

事

並

び

に

教

養

及

び

訓

練

に

関

すること。

百 十一条 総 合 政 策 課 は 次 に 掲 げ る 事 務 を 0 カコ

さ

تلح

総 合 政 策 課 \mathcal{O} 所 掌 事 務

資 源 工 ネ ル ギ] 庁 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 職 階 任 免、 給 与、 懲 戒 服 務 そ 0 他 \mathcal{O} 人 事 並 び に 教 養 及 び 訓 練 に 関 すること。

 \equiv 略

略)

総 務 部 0) 所 掌 事 務

第 百三 + 六 条 総 務 部 は、 次 に 掲 げ る 事 務 を つ かさどる。

一(略

特 許 庁 0 職 員 0) 職 階、 任 免 給 与、 懲 戒 服 務 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 事 並 び に 教 養 及 び 訓 練 に 関 すること。

三~二十四(略

(長官官房の所掌事務)

第 百 兀 十八 条 長 官 官 房 は、 次 に 掲 げ る 事 務 を 0 カュ さど

中 略 小 企 業 庁 0) 職 員 0) 職 階 任 免、 給 与、 懲 戒 服 務 そ 0) 他 \mathcal{O} 人 事 並 び に 教 養 及 び 訓 練 に

関

すること。

 $\frac{\Xi}{\varsigma}$

十六

略

 \bigcirc 玉 土 交 通 省 組 織 令 平 成 + = 年 政 令 第 百 五. +五. 抄

(大臣官房の所掌事務)

第 三 大 臣 官 房 は 次 に 撂 げ る 事 務 を 0 カゝ さ どる

一 (略)

玉 土 交 通 省 0) 職 員 \mathcal{O} 職 階 任 免、 給 与、 懲 戒、 服 務 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 人 事 並 び に 教 養 及 び 訓 練 に 関 すること。

三~二十六 (略)

(略)

(人事課の所掌事務)

第二十 匹 条 人 事 課 は 次 に 掲 げ る 事 務 を 0 か さどる。

一 (略)

玉 土 交 通 省 0 職 員 0 職 階 任 免 給 与 懲 戒 服 務 そ \mathcal{O} 他 0 人 事 並 び に 教 養 及 び 訓 練 に 関 すること 福 利 厚 生 課 0 所

掌に属するものを除く。)。

一•四 (略)

総 務 課 \mathcal{O} 所 掌 事 務

百 三 十 兀 条 \mathcal{O} 兀 総 務 課 は 次 に 掲 げ る 事 務 を 0 カゝ さどる。

略

観 光 庁 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 職 階、 任 免、 給 与、 懲 戒 服 務 そ 0) 他 \mathcal{O} 人 事 並 び に 教 養 及 び 訓 練 に 関 すること。

三 〜 二 十 兀 略)

総 務 部 \mathcal{O} 所 掌 事 務)

一百二十 七 条 総 務 部 は、 次 に 掲 げ る 事 務 を 0 カュ さど る。

5 七 略)

八 気 象 庁 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 職 階 任 免 給 与 懲 戒 服 務 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 人 事 並 び に 教 養 及 び 訓 練 に 関 すること。

総 務 課 \mathcal{O} 所 掌 事 務 九

~ 二 十

五.

略

第二 百 兀 + $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 条 \mathcal{O} 兀 総 務 課 は 次 に 掲 げ る 事 務 を 0 か さどる

委員 会 \mathcal{O}

略

事 務 局 0 職 員 0 職 階 任 免、 給 与、 懲 戒 服 務 そ 0 他 0 人 事 に 関 すること。

三~十六 略

総 務 部 \mathcal{O} 所 掌 事 務

百 兀 + 七 条 総 務 部 は、 次 に 撂 げ る 事 務 を 0 か さどる。

5 $\stackrel{'}{\equiv}$ 略)

兀 海 上 保 安 庁 0) 職 員 \mathcal{O} 職 階 任 免、 給 与、 懲 戒、 服 務 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 人 事 並 び に 教 養 及 び 訓 練 に 関 すること。

五. 5 二 十 二 略

 \bigcirc 環 境 省 組 織 令 平 成 + 年 政 令 第二 百 五. + 六号)(抄)

大

臣

官

房

 \mathcal{O}

所

掌

事

務

17

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

環 境 省 \mathcal{O} 職 員 0) 職 階、 任 免、 給 与、 懲 戒、 服 務 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 人 事 並 び に 教 養 及 び 訓 練 に 関 すること。

三~三十一 (略)

(秘書課の所掌事務)

第十二条 秘 書 課 は、 次 に 掲 げ る 事 務 を 0 カュ さどる。

一 (略)

職員 0) 職 階、 任 免、 給 与、 懲 戒、 服 務 そ 0) 他 \mathcal{O} 人 事 並 び に 教 養 及 び 訓 練 に 関すること。

三~十一(略)

 \bigcirc 人 事 記 録 \mathcal{O} 記 載 事 項 等 に 関 す る 政 令 昭 和 兀 +年 政 令 第 十一号)(抄)

(記載事項等)

第二 条 人 事 記 録 に は 次 に 掲 げ る 事 項 を 記 載 L な け れ ば な 5 な

1

·二 (略)

三 試験及び資格に関する事項

四・五 (略)

2

略